

## 京都市暴力団排除条例の施行について

上記の条例が平成24年10月1日に施行されることに伴い、同日以降、本市と工事請負契約（一定のものを除く。）を締結しようとする者は、契約に当たって、自己が暴力団員に該当せず、役員及び一定範囲の使用人に暴力団員等に該当する者がいない旨の誓約書の提出が必要となります。

また、本市との工事請負契約に係る元請契約者、一定範囲の下請契約者及び物品納入等契約者は、当該請負契約に関連する契約（一定のものを除く。）を締結する場合には、契約の相手方から同様の誓約書を徴し、5年間保存する義務が課せられます（罰則あり）。

詳しくは**別添のリーフレット**をご覧ください。

### （公共工事からの暴力団排除に関する京都市暴力団排除条例の規定の概要）

#### 1 暴力団員等との公共工事請負契約の締結禁止

本市は、公共工事を請け負わせる契約（請負契約）を暴力団員等との間で締結してはなりません。（第12条第1項）

#### 2 元請契約者の暴力団員等との下請契約又は物品納入等契約の締結禁止

本市と請負契約を締結した元請契約者は、当該請負契約に係る下請契約又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（物品納入等契約）を暴力団員等との間で締結してはなりません。（第12条第2項）

#### 3 下請契約者の暴力団員等との下請契約の締結禁止

下請契約者は、暴力団員等との間で本市の公共工事に関連する下請契約を締結してはなりません。（第12条第3項）

#### 4 物品納入等契約者及び下請契約者の暴力団員等との物品納入等契約の締結禁止

物品納入等契約者及び下請契約者は、暴力団員等との間で本市の公共工事に関連する物品納入等契約を締結してはなりません。（第12条第4項）

#### 5 誓約書を徴する義務

本市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者は、本市の公共工事に関連する契約（一定のものを除く。）を締結するに当たり、その相手方から、代表者本人のほか、法人等の場合はその役員や使用人についても暴力団員ではない旨の誓約書を徴しなければなりません。（第12条第5項）

#### 6 誓約書の保管義務

本市、元請契約者、下請契約者、物品納入等契約者は誓約書を5年間保管しなければなりません。（第12条第6項）

#### 7 報告又は資料の提出

市長及び公営企業管理者は、第12条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者等に対し、報告又は資料の提出を求められます。（第15条）